

## 原発事故時の避難退域時検査・簡易除染の新マニュアル

\*検査の基準は高すぎる：1歳時の甲状腺被ばく300mSvに相当（4万cpm）

\*住民の検査記録は保存せず/ 基準値以下なら数値のない「通行証」のみ

\*車両の検査はワイパーとタイヤ側面だけ。タイヤの接地面等は実施せず  
簡易除染はウエットティッシュでふき取るだけ

これでは住民の安全は守れない。避難先にも汚染は拡大する



2022. 10. 10 避難計画を案ずる関西連絡会

原子力規制委員会は9月28日、内閣府（原子力防災担当）と原子力規制庁が作成した「原子力災害時における避難退域時検査及び簡易除染マニュアル」を了承した。このマニュアルは規制庁が作成し以前からあったが、今回は内閣府との連名で新たに制定することになった。今回の新マニュアルでも内容はほとんど変わっていない。

「マニュアル（案）」の意見募集（期間6/30～7/29）には、43件（その他の意見も含めると52件）が寄せられ、「意見はたくさん寄せられている」（伴委員）という感想もあったが、意見は殆ど受け入れられず、一部文言の修正と説明の追加だけで、新策定となった。議論は低調で規制庁の放射線防護企画課長の説明後、約10分（11:28～11:38）で終わってしまった。

この日は議題1が原子力防災訓練についてだったが、最初から議論といえるものはなかった。例えば「美浜3の訓練では、複合災害が前提になっているので、地震だけでなく、津波も問題になる」（石渡委員）という発言に対し、規制庁は「津波は注意報という設定です」と答えただけで終わった。「注意報」で済ますのではなく、津波によって海沿いの避難路が使えなくなる等を想定した訓練が重要なのではないか。また、「訓練が地震の想定なので近隣の原発への影響を考慮する必要はないのか」（杉田委員）という問いには、「ある程度は考慮する」というだけで、美浜町民の避難先が原発立地のおおい町になっていることへの言及もなかった。

以下では、新マニュアルの問題点について紹介する。

（資料3）「原子力災害時における避難退域時検査及び簡易除染マニュアル（案）に対する意見募集の結果及び制定」2022. 9. 28 原子力規制庁

<https://www.nra.go.jp/data/000405122.pdf>

9月28日に新たに制定したマニュアル <https://www.nra.go.jp/data/000119567.pdf>

規制委員会で議論になった点、私たちが主張していた点について

（下記〔 〕内の頁数は、資料3の通し頁数）

### （1）避難退域時検査で人の検査の記録は残さない

「パブコメで『検査結果を知らせてほしい』という要望がある。個人には迅速性、信頼性の観点から知らせないが、記録の保存はするのか」と山中委員長が尋ねた。これに対し、規制庁

は「除染の基準（40,000cpm）<sup>※1</sup>の上下を確認する、基準値以下なら数値なしの『通行証』を渡す」「検査をする側は保存をしない」と答えた。[18頁、19頁、28頁]

これは、基準値を超えても本人に数値は知らせず、検査結果の保存もしないことによって、健康被害が出て因果関係がないと責任逃れをする現状を追認するものだ。

### （２）同じ車両に乗車している人の検査は代表者のみ

人の検査は、「家族の場合は基本的に一緒に屋内退避しているの、代表者は父か母。バスの場合は、家族単位の代表者。一人の場合はその人が代表者」と説明した（これまで、バスの場合はバス1台で代表者一人だけの検査だった）。しかし、屋内退避をするまでの行動は家族でもバラバラであり、屋内退避は100%被ばくを防護できるわけではない以上、屋内退避中でも被ばく量の個人差はある。住民の安全のためには、代表者ではなく、全員の測定をするべきだ。

（末尾に「避難退域時検査及び簡易除染の手順」掲載）

### （３）車両の測定はタイヤの側面、簡易除染はウエットティッシュでの拭き取り除染のみ

図3 車両の指定箇所



車両の測定は、ワイパー部とタイヤ側面に限られている（新マニュアル21頁、図3）。だが、車両の屋根やタイヤの接地面等の測定・除染もしなければ汚染が広がる。また、車両の屋根やタイヤ接地面の溝等は流水でしか除染できないという指摘がパブコメに多数寄せられている。これに対しては、「車両の屋根は検査対象外、接地面は放射性物質が付着しても検査場所までの走行中に道路との摩擦により剥離する」とごまかしの回答だ。[25頁、26頁の回答]

また、車両の除染試験（内閣府の委託を受けて原子力研究開発機構が実施した試験<sup>※2</sup>）で「流水と拭き取りに有意な差はない」ので、タイヤ側面（サイドウォール面）の測定・拭き取りだけで良いとしている。しかしパブコメでは、内閣府の試験は、タイヤの接地面ではなく、タイヤ側面のゴム部分（サイドウォール）での試験であり、さらに、新品のタイヤで、わずか10cm四方のタイヤの一部を切り出して試験しているにすぎない。このような試験で「有意な差がない」などといえるはずもない。最も汚染されるタイヤ接地面の溝、さらには半年装着される



2016年8月27日 京都府あやべ球場での流水除染



2021年10月30日 小浜市総合運動場での水なし拭き取り除染



2021年11月20日 長浜市でのウエットティッシュでの除染

※1 cpm は1分あたりの放射線計測回数。40,000cpm は1歳児甲状腺等価線量300mSvに相当

※2 令和2年度 原子力防災研究事業（内閣府受託報告書）「その他放射線防護対策に係る調査研究の実施及び施策への反映のための知見の整理」第二分冊（その2） 令和3年3月 国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構

冬用タイヤの溝部分に付着する放射性物資を除染することが重要だが、これは想定されておらず、無意味な試験だ、等々の意見が出されている。

山中委員長は、「試験に基づいているから良い」と試験の内容を確認することもなく、ウェットティッシュでのふき取り除染を認めた。

マニュアル案は、立地道府県等（避難元）の実態や意見を十分踏まえたもの〔41 頁 10 番回答〕としているが、避難先自治体の意見も聞くべきだ。放射能に汚染されたバスや自家用車は受け入れられないと表明している自治体もある。

#### （４）O I L 4（除染の基準：表面汚染で 40,000cpm）について

パブコメの半数が検査基準を問題にしている。〔4 頁 4 番から 14 頁 26 番〕

①福島原発事故前はスクリーニング基準を 13,000cpm としていた。これは、ヨウ素 131 が皮膚上に 40Bq/cm<sup>2</sup> 存在し、幼児が吸入した場合の甲状腺の線量で 100mSv に相当する。そして体表面汚染 40Bq/cm<sup>2</sup>にあたる GM サーベイメータの計数値は約 13,000cpm ということに基づいた値だ。

このスクリーニング基準は、もともと甲状腺の汚染を見るための基準だったことを、伴委員は「それはそう」と認めた。〔5 頁 5 番の意見等への回答〕それが現在は、何の説明もないまま O I L 4 は表面汚染からの外部被ばくを防ぐ除染のための基準にすり替えられている。

②福島原発事故直後には、除染の基準は 13,000cpm から 10 万 cpm に引き上げられた。現在の除染の基準（O I L 4）は 40,000cpm だが、これは 13,000cpm を約 3 倍したもので、40,000cpm は 1 歳児甲状腺等価線量 300mSv になり、高すぎる。この意見に対し、「福島原発事故でスクリーニングを実施した 192,933 人中 10 万 cpm を超えた人数は 102 人で、13,000～10 万 cpm の範囲の人数は 894 人だった。10 万 cpm 以下としても簡易除染の実施は可能だった」と意味不明な回答をし、居直っている。しかし、13,000cpm を超えた 102+894 人は、甲状腺に 100mSv を超えて被ばくし、100,000cpm を超えた 102 人は甲状腺に 1Sv 前後の被ばくをしたのが事実だ。

福島の子どもたちが甲状腺がんを発症し苦しんでいる事実を直視し、事故時の基準引き上げを真摯に反省し、現在の基準も引き下げるべきだ。

以下は規制委で議論にはなっていないが、パブコメ呼びかけで問題にした点等について

#### （５）安定ヨウ素剤の服用基準は示さず。UPZ 住民へはこれまで通り避難時に配布

UPZ の住民へはこれまで通り、避難時に配布し、規制委員会が服用の必要性を判断し、原子力災害対策本部または地方公共団体が服用指示をするという回答だ。しかし、安定ヨウ素剤に関する〔43 頁 3 番、4 番、6 番の〕意見は指針には服用の基準が示されていないため、本マニュアルに明確な服用基準を示すべきというものであり、その答えにはなっていない。〔43～46 頁〕

#### （６）甲状腺被ばくに関与するプルームの影響は評価せず

プルームの影響を避けるための措置が必要という〔42～43 頁 2 番の〕意見も出されていた。「提出意見には該当しないその他の意見」に区分し、「O I L は、表面汚染による不注意な経口

